

個人が国等から受け取る給付金等の課税関係

新型コロナウイルス感染症の影響による給付金等の支給が、国や地方公共団体から行われています。この給付金等に係る課税関係は、その都度判断し、個人が課税される給付金等を受け取る場合には、どの所得に該当するのかも判断しなければなりません。

個人の確定申告時期を前に、国税庁から公表されている情報から、国等から個人へ支給された給付金等に係る課税関係を確認しましょう。

課税となるもの、ならないもの

個人が国等から支給を受けた給付金等について、課税となるもの、課税されないものの区別の仕方は、原則として次のとおりとなっています。

課税となるもの	以下の非課税以外
課税されないもの (=非課税)	<p>次のような給付金等</p> <p>①給付金等の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの</p> <p>②その給付金等が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学資として支給される金品 ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

どの所得に該当する？

個人の所得税の計算上、その発生の要因等に応じて、次の10種類の所得のうちのいずれかにあてはめた上で、それぞれの所得ごとに所得金額を計算します。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所得 ・ 不動産所得 ・ 利子所得 ・ 配当所得 ・ 給与所得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑所得 ・ 譲渡所得 ・ 一時所得 ・ 山林所得 ・ 退職所得
---	---

個人が国等から課税となるものに該当する給付金等の支給を受けた場合には、上記のうち、どの所得に該当するかを判断し、その判断指針は以下のように示されています。

①事業所得等	事業に関連して支給される給付金等 例. 事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するもの
②一時所得	事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される給付金等
③雑所得	上記①②いずれにも該当しない給付金等

一時所得にご注意を

事業所得や雑所得は、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算します。一時所得は、収入金額からその収入を得るために支出した金額を差し引き、そこからさらに最大50万円を控除することができるため、その年中に一時所得となる金額の合計が50万円を超えない限り、実質課税はされません。注意すべきは、保険金の満期/解約返戻金として一時金を受け取った場合やふるさと納税の返礼品を受け取っている場合です。

ボランティア

ペットボトルキャップ・古切手 回収中止のお知らせ

当事務所では、ボランティア活動の一環として、ペットボトルキャップ・古切手を回収しておりましたが、先月をもちまして回収を中止させていただきました。

回収結果報告

回収を始めた2012年～現在までの回収結果をご報告いたします。

【ペットボトルキャップ】

ペットボトルキャップはリサイクルされ、その対価を「世界の子供たちにワクチンを日本委員会」を通してポリオワクチンの購入に充てられました。

総回収量： 308.7 kg

ワクチン： 約 77 人分



【古切手】

古切手は日本キリスト教海外医療協力会へ郵送し、換金された金額を寄付いたしました。

総回収量： 8.3 kg

寄付金額： 約 6600 円相当

長くにわたりご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました！

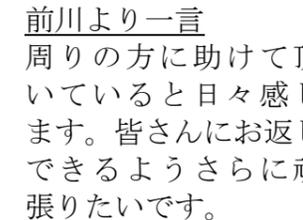
事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

12月生まれの方を事務所全員で祝いました。12月生まれは、今川、前川、松岡、佐藤、野村、神田の6名です。



今川より一言
職場では若い世代が増えてきたので、キラキラ感に刺激を受けながら、自分なりの役どころで頑張りたいです。



前川より一言
周りの方に助けて頂いていると日々感じます。皆さんにお返しできるようにさらに頑張りたいです。



松岡より一言
来年も皆さんの業務がより効率化できるようサポートしたいと思います。

職員紹介

第49回目は、今年4月に入社した 業務2課の 林をご紹介します。



名前 林 由花 (ハヤシ ユカ)
これが私の仕事！

1年目ですので、上司の監査同行、仕訳入力、課内の補助業務等をしています。

趣味

野球やサッカー等、スポーツ観戦が好きです。

休日の過ごし方

ドライブ、ごはんの美味しいお店に行く

お客様へ

いち早くお客様のお役にたてるよう、努力していきます。相談しやすい、話したいと思っただけの監査担当者を目指します！

*ブログとフェイスブックで事務所の様子や職員の日常を紹介しています。どうぞご覧下さい

Blog



Facebook



HP



プロ経営者通信 購読中止ご希望の方へ

購読中止ご希望の方は、お手数おかけしますが、お電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757 (総務通信担当者宛)

メール：soumu@ideasoken.jp